

伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道に対する市民等の理解を深め、本市のイメージの向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領の対象となるデザインは、別図に定めるものとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- (1) 伊東市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

(承認の申請)

第4条 前条の規定により承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 市が発注する事業において使用するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、伊東市下水道用

マンホール蓋のデザイン使用（変更）承認書（第2号様式）又は伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用（変更）不承認書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（遵守事項）

第5条 前条第2条の規定により、デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザインの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条の目的以外に使用しないこと。
- (2) デザインの改変をしないこと。
- (3) 承認を受けた用途以外に使用しないこと。

（承認内容の変更）

第6条 使用者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項、第3項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

（使用の報告）

第7条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成した場合には、速やかに、伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書（第5号様式）及び製作物の完成品を1部提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状が分かる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

（使用料）

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

（違反等に対する取扱い）

第9条 市長は、使用者が、この要領及び使用条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるときは、その承認を取り消し、その使用を差し止め、又は必要な指示等（以下「承認の取消し等」という。）をすることができる。

2 市長は、前項の規定による承認の取消し等を受けた者に対して、製作物の回収を求めることができる。

（第三者に対する承認）

第10条 市長は、使用者に係る製作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の

者から伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（第1号様式）の提出があったときは、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、その承認について何らの異議を述べることはできない。

（権利設定の禁止）

第11条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この要領による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物について本市が推奨するものではない。

（責任の制限）

第12条 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 第9条の規定による承認の取消し等及び製作物の回収により生じた損害又は損失その他のデザインの使用に関し、使用者に生じた損害又は損失

(2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、デザインを使用する際の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年8月21日から施行する。

別図（第2条関係）



第1号様式（第4条関係）

伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書

年 月 日

伊東市長 様

住 所

連 絡 先

申請者名 印

伊東市下水道用マンホール蓋のデザインの使用について、次のとおり申請します。

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (製作物の作成に要する期間)

※ 企画書、見本及び申請者の概要を示すものを添付してください。

第2号様式（第4条関係）

伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用（変更）承認書

第 号

年 月 日

様

伊東市長 印

年 月 日付けで申請のありました下水道用マンホール蓋のデザイン使用（変更）については、下記の条件を付して承認します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

- 1 使用（変更）承認申請書の内容及び伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要領の内容を守ること。
- 2 デザインの使用に伴い第三者との間に紛争が生じた場合は、当事者間で解決すること。
- 3 その他

第3号様式（第4条関係）

伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用（変更）不承認書

第 号

年 月 日

様

伊東市長 印

年 月 日付けで申請のありました下水道用マンホール蓋のデザイン使用（変更）については、下記の理由により不承認と決定しましたので、通知します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

（不承認の理由）

第4号様式（第6条関係）

伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書

年 月 日

伊東市長 様

住 所

連 絡 先

使用者名 印

伊東市下水道用マンホール蓋のデザインの使用について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
使用目的		
使用方法		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

※ 変更内容が確認できる資料等を添付してください。

第5号様式（第7条関係）

伊東市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書

年 月 日

伊東市長 様

住 所

連 絡 先

使用者名 印

伊東市下水道用マンホール蓋のデザインの使用実績について、次のとおり報告します。

使用目的	
使用方法	
製作物	

※ 製作物の完成品を1部提出してください。製作物の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真を提出してください。